

# 宅地造成及び特定盛土等規制法への対応について

令和6年5月  
県土整備部

資料9-1

## ■ 概要

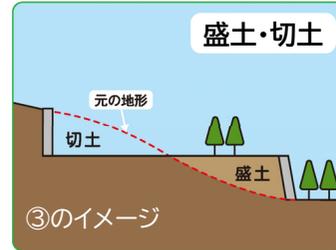
盛土規制法: 盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、土地の用途(宅地、森林、農地等)に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制(「宅地造成等規制法」を抜本的に改正)



R3.7月 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



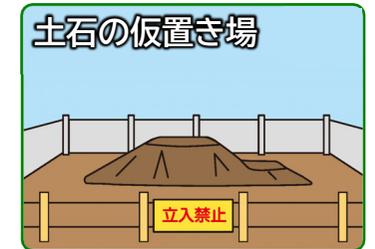
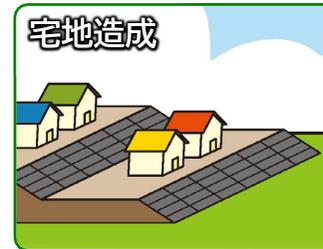
## ■ 参考: 届出や許可が必要となる盛土等の例



- ① 盛土で高さが **1m超 2m超** の崖を生ずるもの
- ② 切土で高さが **2m超 5m超** の崖を生ずるもの
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超 5m超** の崖を生ずるもの
- ④ 盛土で高さが **2m超 5m超** となるもの
- ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が **500m<sup>2</sup>超 3,000m<sup>2</sup>超** となるもの

赤文字: 宅地造成等工事規制区域  
青文字: 特定盛土等規制区域

上記のほか一時的な土石の堆積も規制対象となる場合があります



## ■ 規制区域のイメージ

### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

### 特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



- ・山形県では令和7年4月に規制区域を指定(予定)
- ・県内全域をどちらかの区域に指定

## ■ 既存の盛土等の調査



- ・既存の盛土等を調査して公表
- ・県内各地を現地調査

## ■ スケジュール

		R4	R5	R6	R7~
国交省		●5/27 法公布	●5/26 法施行		
山形県	規制区域		● 区域指定に向けた基礎調査 ● 市町村との調整	● 規制区域案通知 ● パブコメ ★ 市町村長意見聴取(書面)	● 条例改正 ● 規制区域指定
	既存盛土		● 既存盛土調査	● 現地調査	● 定期的なパトロール ● 既存の盛土箇所の公表
					(随時) 危険な盛土等行為の情報提供